

統計業務支援システム賃貸借 仕様書

1 件名

統計業務支援システム賃貸借

2 履行場所

逗子市総務部総務課

(所在地：神奈川県逗子市逗子5-2-16)

3 契約期間

令和7年7月14日から令和7年12月31日まで

ただし、発注者は、受注者に対し、契約締結の日から7月14日までの間において、随時本件賃貸借の履行に必要な準備行為に着手することを求めることができる。

4 契約の内容

(1) 仕様書別紙の要件を満たす統計調査(国勢調査)業務支援システム(以下「支援システム」という。)のパッケージソフト(発注者用にカスタマイズしたものを含む。)1式の賃貸借及び保守を行う。

(2) 支援システムは、CD-R又はDVD-Rに格納して納品するものとする。

(3) 次に掲げるものは、本件賃貸借契約に含むものとする。

ア 支援システムの稼働に必要な全てのソフトウェア製品(Microsoft Office2019、2021及びその他Windows製品に一般的にプリインストールされているものを除く。)

イ 背景地図複製利用料(1調査区当たり1枚とし、市内全調査区数に株式会社ゼンリンの定める単価を乗じて算出した額)

(4) 本契約における保守の内容は次のとおりとする。

ア 通常保守

契約期間中の平日午前9時から午後5時までの間において、発注者からの支援システムの操作方法等の質問に対し、随時、電話、メール、ファックス等により適切かつ十分なサポートを行うこと。

イ 緊急時保守

契約期間中(平日の早朝夜間及び休日を含む。)、致命的又は重大なエラーに起因するシステム障害等により、本契約の目的を達成することができない状況が発生したときに備え、速やかに連絡の取れる態勢を整備するとともに、必要に応じ履行場所にて速やかに復旧等の対応を行うこと。

5 発注者の基本情報

- | | | |
|--------------------------------|---|-------------|
| (1) 人口：55,136人(令和7年4月1日現在) | } | ※令和2年国勢調査基準 |
| (2) 世帯：25,048世帯(令和7年4月1日現在) | | |
| (3) 調査区数：457調査区(無人調査区の2調査区を含む) | | |
| (4) 調査員数及び指導員数：調査員236人、指導員46人 | | |
| (5) 面積：17.28km ² | | |

6 セキュリティ対策

情報漏洩防止のため、他者が支援システムを不正に使用し、データの参照を防止するための対策を講じること。

7 著作権の帰属

- (1) 本件支援システムで使用、作成するデータは、発注者に帰属するものとする。
- (2) プログラム著作権の帰属は、著作権法に準拠する。
- (3) データベースの構造等については、設計した受注者に帰属するものとし、登録・入力した情報については、全て発注者へ帰属するものとする。

8 支払方法

一括払いとし、契約期間終了後、受注者からの請求書受理後 30 日以内に支払う。

9 秘密の保持及び個人情報に関する取扱い

- (1) 受注者は、プライバシーマーク等の情報セキュリティに関する認証資格を取得していなければならない。
- (2) 受注者は、本件賃貸借の履行上知り得た秘密について、履行期間中及び契約期間終了後に関わらず他人に漏らしてはならない。
- (3) 本契約における個人情報の取扱いについては、別添「個人情報の取扱いに関する特記仕様書」によるものとする。

10 疑義

この仕様書に定めのない事項については、逗子市財務規則によるほか、その都度発注者、受注者協議の上定めるものとする。

(仕様書別紙)

基本要件

本契約の目的とする支援システムは、次の要件を満たすものとする。

- (1) 地方公共団体への導入実績があること。
- (2) 発注者の国勢調査業務の円滑かつ効率的な実施に資するものであるとともに、操作の容易性、安定稼働性、機能の拡張性・柔軟性等に十分配慮したものであること。
- (3) 調査員と調査区が連動した構成となっており、効率的・効果的な運用ができること。
- (4) 個人情報保護、システム及びデータの保護、システムバックアップ等の面におけるセキュリティ対策が十分であること。
- (5) 業務単位ごとに機能を分類したメニューとし、機能構成がわかりやすいこと。
- (6) プログラム障害時の対策が考慮されていること。
- (7) 誤操作によるシステム障害の誘発を極力防止すること。
- (8) 発注者の指定する動作環境において、快適な操作性を維持できること。

システム要件

1 機能要件一般

(1) 動作環境

動作環境として次の条件に適合していること。

OS : Windows 10 Pro (64bit)

CPU : Intel(R) Core (TM) i3-1315U CPU @1.20GHz

Intel(R) Core (TM) i3-1115G4 CPU @3.00GHz

実装メモリ (RAM) : 8.00 GB

Microsoft Office Standard 2019、2021

(2) ログイン権限の設定

支援システムの起動時に予め登録されたユーザー名とパスワードを用いてログインする構成となっていること。

(3) 外部データのセットアップ

次のデータを支援システムにセットアップできること。

ア 総務省統計局から配付される基本単位区(調査区)境界データ (以下「CMSデータ」という。)

イ デジタル地図 (株式会社ゼンリン製 Zmap-TOWN II デジタル地図 1 ライセンス)

2 各機能要件

(1) 調査員管理機能

調査員の管理業務に必要な次の機能を有すること。

ア 調査員番号、氏名、住所、口座番号等の基本情報及び調査従事履歴、表彰履歴等の履歴情報を登録、修正、及び削除することができること。

イ 登録された調査員を条件検索により絞り込むことができること。

- ウ 登録された調査員について、一覧形式で名簿印刷することができること。
- エ 調査員及び指導員の調査履歴及び任命期間に基づき、従事履歴を算出し登録できること。

(2) 調査員管理周辺機能

- ア 各調査区の世帯数等を元に調査用品の調査員ごとの配付部数の計算を行えること。
- イ 調査員への郵送用の宛名シールを印刷できること。

(3) 調査員選定機能

基本情報及び履歴情報の条件を指定して検索・抽出を行い、調査員の選定を行うことができること。

(4) 調査員配置機能

- ア 指導員及び調査員の調査区への配置について必要となる次の機能を有すること。
 - (ア) 調査員1名に対し1ないし2以上の調査区を登録できること。
 - (イ) 調査員の配置は、調査員を選択し、地図上の調査区を直接クリックまたは調査区番号を指定して行うことができること。
 - (ウ) 支援システム外で別途作成した調査員の配置情報（CSV形式）を支援システムにインポートすることができ、これを用いて支援システム上での調査員の配置ができること。
 - (エ) 配置洩れを防止する観点から、調査員及び指導員の配置の際に、配置状況（配置済み及び未配置）別に背景地図上で調査区を色分け表示できること。
 - (オ) 配置情報をCSV形式でエクスポートできること。

(5) 調査区管理機能

- ア 調査区は、1又は複数の基本単位区により構成されるものとする。
- イ 調査区の設定・管理・修正業務に必要な次の機能を有すること。
 - (ア) CMSデータを支援システムにコンバートすることにより、支援システム上で国勢調査の調査区及び基本単位区（以下「調査区等」という。）データを構成し、調査区番号、基本単位区番号、人口、世帯数、区域等の属性データ（以下「調査区等属性情報」という。）を登録できること。
 - (イ) (ア)と背景住宅地図データとを重ね合わせた構成で画面表示を行えること。
 - (ウ) 調査区等データの変更を行う場合は、隣接する調査区等データと不整合を生じないように、隣接する調査区等データを連動させて編集ができること。
- ウ 調査区等の画面表示、検索に必要な次の機能を有すること。
 - (ア) 表示機能
 - a 任意範囲拡大：マウスで指示した範囲を拡大表示できること。
 - b スクロール：任意方向にスムーズに地図をスクロールして表示できること。
 - c 人口・世帯数：地図上の調査区等を指示することにより、調査区等属性情報を画面上に表示できること。
 - (イ) 検索機能
 - a 住所検索：住所を指定し、その場所の地図を表示できること。
 - b 目標物検索：目標物を指定し、その目標物周辺の地図を表示できること。

c 調査区検索:調査区等属性情報の条件を指定して検索した調査区等の周辺地図を表示できること。

d 建物名検索:住所や建物名を指定し、該当する建物のリストと地図を表示できること。

(ウ) 調査区作成機能

基本単位区を複数選択し、調査区を作成できること。

(6) 調査員用参考地図の作成機能

ア 調査区等属性情報、調査員配置情報等による検索を行い、調査員用参考地図を出力及び印刷できること。

イ 調査員用参考地図の出力に必要な次の機能を有すること。

(ア) 方位マーク、スケールバーを表示し、住宅地図や調査区と重ねて印刷ができること。

(イ) 表示された画面レイアウト及び定型レイアウトで調査員用参考地図を印刷できること。

(ウ) 定型レイアウトによる地図印刷においては、調査区の範囲が中央に配置されるよう、縮尺、位置調整を自動的に行えること。

(エ) 用紙への印刷は、用紙サイズを自動選択及び固定用紙にて出力可能であること。

(オ) 調査区に色を塗り、印刷できること。

(カ) 任意のスケールを指定して分割印刷ができ、調査区ごとにスケールを複数パターン保存できること。

(キ) 1つの調査区が用紙サイズに納まらない(分割される)場合、インデックス用地図を出力すること。

(ク) 1人の調査員が複数の調査区に配置されている場合、縮尺及び位置調整を自動的に調整し、全ての調査区を1枚の地図に印刷できること。

(ケ) 任意の複数の調査区を1枚の地図に印刷できること。

(コ) 地図印刷の指定においては、指定の条件(調査区番号、調査員氏名)の順により一括連続印刷ができること。

(サ) 地図印刷を行う際は、レイヤ(住宅地図の表札情報等、調査区、調査区番号)の表示・非表示が選択できること。

(7) 調査区要図の作成機能

ア 調査区等属性情報、調査員配置情報等による検索を行い、調査区要図を出力及び印刷できること。

イ 調査区要図の出力に必要な次の機能を有すること。

(ア) 総務省統計局の配布する要図用紙への直接印刷及び総務省統計局の指定する様式に準ずる書式での枠図も含めた印刷のいずれも可能であること。

(イ) 印刷内容については、地図〔システム背景図(家屋名非表示)、目標物、調査区界〕及び、タイトル〔都道府県名、市区町村名、調査区番号(基本単位区番号含む)〕のみとする。

(ウ) 調査区ごとに建物の表示・非表示を一括又は個別に設定できるものとする。

- (エ) 集合住宅を階層等により複数の調査区として設定されている場合は、同一の建物として設定し、建物全域が調査区要図に印刷できること。
- (オ) 調査区要図の調査区の印刷位置を調整できること。

[別 添]

個人情報の取扱いに関する特記仕様書

この契約による業務を処理するため個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護に関する法律（以下「個人情報保護法」という。）、逗子市情報セキュリティ基本方針その他関係法令等に基づき、次の事項を遵守して行うものとする。

（基本的事項）

第1条 受注者は、この業務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵すことのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

（秘密等の保持）

第2条 受注者は、この業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他に漏らしてはならない。この業務が終了し、又は解除された後においても同様とする。

（責任体制の整備）

第3条 受注者は、個人情報の安全管理について、内部における責任体制を構築し、その体制を維持しなければならない。

（責任者等の報告）

第4条 受注者は、この業務に従事する者を明確にするため、個人情報の取扱いの責任者及び業務に従事する者（以下「従事者」という。）を定め、書面により発注者に報告しなければならない。これらを変更する場合も同様とする。

（作業場所の特定）

第5条 受注者は、個人情報を取り扱う場所（以下「作業場所」という。）を定め、業務の着手前に書面により発注者に報告しなければならない。これらを変更する場合も同様とする。

2 受注者は、発注者の事務所内に作業場所を設置する場合は、責任者及び従事者に対して、受注者が発行する身分証明書を常時携帯させ、事業者名が分かるようにしなければならない。

（再委託の禁止等）

第6条 受注者は、発注者が承諾した場合を除き、個人情報の処理は自らが行き、第三者（受注者に子会社（会社法第2条第3号に規定する子会社をいう。）がある場合にあっては、当該子会社を含む。以下同じ。）にその処理を委託してはならない。

2 受注者は、この業務の一部について再委託（再委託の相手方が行う再々委託以降の委託を含む。以下同じ。）する場合は、あらかじめ発注者の承諾を得なければならない。

3 受注者は、前項の承諾を得て第三者に再委託する場合は、この契約により受注者が負う義務を再委託先に対しても遵守させなければならない。

4 受注者は、第三者に再委託した場合、その履行を管理監督するとともに、発注者の求めに応じ、その状況等を発注者に報告しなければならない。

（派遣労働者利用時の措置）

第7条 受注者は、この業務を派遣労働者に行わせる場合は、派遣労働者に対して、本契約に基づく一切の義務を遵守させなければならない。

2 受注者は、発注者に対して、派遣労働者の全ての行為及びその結果について責任を負うも

のとする。

(保有の制限等)

第8条 受注者は、この業務を処理するために個人情報を持有する場合は、その目的を明確にし、目的達成のために必要最小限のものとし、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(安全管理措置)

第9条 受注者は、この業務を処理するために取り扱う個人情報の漏えい、き損、滅失、紛失、盗難その他の事故（以下「漏えい等の事故」という。）が起こらないよう、当該個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(目的外利用及び第三者への提供の禁止)

第10条 受注者は、この業務を処理するために取り扱う個人情報を、発注者の指示又は承諾を得ることなくこの契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(複写、複製の禁止)

第11条 受注者は、この業務を処理するために取り扱う個人情報を、発注者の指示又は承諾を得ることなく複写又は複製してはならない。

(持出しの禁止)

第12条 受注者は、この業務を処理するために取り扱う個人情報を、発注者の指示又は承諾を得ることなく作業場所から持ち出してはならない。

(罰則の周知及び従事者の監督)

第13条 受注者は、この業務の従事者に対し、個人情報保護法の義務及び罰則が適用されることについて周知するとともに、個人情報の安全管理が図られるよう、必要かつ適切な監督を行わなければならない。

(教育及び研修の実施)

第14条 受注者は、個人情報の保護及び情報セキュリティに対する意識の向上を図るため、この業務の従事者に対し、本特記仕様書において従事者が遵守すべき事項その他本委託業務の適切な履行に必要な事項について、教育及び研修を実施しなければならない。

(個人情報の返還又は廃棄)

第15条 受注者は、この業務を処理するため使用した個人情報について、使用する必要がなくなった場合は、速やかに、かつ、確実に返還又は廃棄しなければならない。

(事故発生時の対応)

第16条 受注者は、この業務を処理するために取り扱う個人情報の漏えい等の事故が発生し、又は発生したおそれがある場合は、直ちに発注者に報告し、その指示に従わなければならない。

2 受注者は、前項の漏えい等の事故が発生した場合には、被害拡大の防止、復旧、再発防止等のために必要な措置を迅速かつ適切に実施しなければならない。

3 受注者は、発注者と協議の上、二次被害の防止、類似事案の発生回避等の観点から、可能な限り当該漏えい等の事故に係る事実関係、発生原因及び再発防止策を公表するものとする。

(調査監督等)

第17条 発注者は、受注者における契約内容の遵守状況等について実地に調査し、又は受注者

に対して必要な報告を求めるなど、受注者の個人情報の管理について必要な監督を行うことができる。

2 受注者は、前項における報告について、発注者が求める場合には定期的に報告をしなければならない。

(指示)

第18条 発注者は、受注者がこの業務に関し取り扱う個人情報の適切な管理を確保するために必要な指示を行うことができるものとし、受注者はその指示に従わなければならない。

(契約解除及び損害賠償)

第19条 発注者は、受注者が本特記仕様書の内容に反していると認めたときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができるものとする。